

平成 19 年 度

都 市 税 制 改 正 に 関 す る 要 望

平成 18 年 11 月

全 国 市 議 会 議 長 会

平成 19 年度都市税制改正に関する要望

平成 18 年 11 月
全国市議会議長会

我が国においては、「官から民へ」「国から地方へ」という政府の基本方針の下、規制改革や地方分権等の構造改革が進められてきた。

中でも、地方自治体の行財政運営は、地方分権の進展に伴い、担い手としての体制強化が求められており、これまで多くの地方自治体では、行政能力の向上と財政基盤の強化を図るため、行財政改革や市町村合併を進めてきた。

このような中、地方自治体が、地方分権時代に相応しい自主・自立のための行財政環境を確立することは喫緊の課題となっている。

政府は、先の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（「骨太方針 2006」）」及び「『地方分権の推進に関する意見書』に対する回答書」において、地方税については、「国と地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る」とし、また、「地方分権に向けて関係法令の一括した見直し等により、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る」などの方針を明記した。

活力と個性のある地域社会を実現するためには、自主財源を中心とした地方税財政基盤を確立することが必要不可欠であり、地方分権の理念に沿って、地域住民から見てわかりやすい「受益」と「負担」の税財政構造にすることが極めて重要である。

よって、平成 19 年度の税制改正に当たっては、このような状況を十分踏まえ、「骨太方針 2006」及び「『地方分権の推進に関する意見書』に対する回答書」の内容を着実に実現するとともに、地方分権時代に相応しい地方税財源の充実強化を図るため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．地方分権改革に伴う大幅な税源移譲の実現

(1) 地方分権改革を一層推進するため、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている乖離を縮小し、地方が担う事務と責任に見合うよう、まずは国と地方の税源配分を5：5とし、国税から地方税への大幅な税源移譲を行うこと。

(2) 税源移譲に当たっては、少子高齢社会を迎えることによる、地域住民に近い場にある地方自治体が担う行政需要の増大を視野に入れるべきである。このため、対人サービスに応益的に対応した居住地課税であり、更に景気変動による伸張性が小さく、地域偏在性も少ない消費税について、消費税（国税）と地方消費税（地方税）の割合を4：1から2.5：2.5にすること。

併せて、所得税から個人住民税へ税源移譲し、個人住民税所得割をさらに3%上乘せするなど、一層の充実強化を図ること。

2．都市税源の充実確保

(1) 個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税である。

このため、均等割の引き上げ等、個人住民税の充実確保を図ること。また、個人住民税については、所得課税のあり方等に鑑み、所得の発生に応じた税負担となるよう、所得税と同様の現年課税方式とすること。

(2) 固定資産税は、市町村における基幹税目であるが、平成18年度の評価替えにより大幅な減収が生ずる等、大変厳しい状況にあるので、税収の安定的確保を図ること。

(3) 法人住民税は、市町村における極めて重要な都市税源であることから、均等割の税率の引き上げなどの充実強化を図ること。

(4) 事業所税は、都市環境の整備を推進するため重要な財源であることから、課税団体の範囲を拡大するとともに、税率を見直すなどの充実強化を図ること。

(5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場周辺における環境対策等に要する経費として、また、地方自治体における貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

(6) 長期間にわたり据え置かれている軽自動車税等の定額課税の税率については、現下の厳しい地方財政を考慮し、引き上げを図ること。

また、市町村が納税事務を行っている原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いため、課税方法や税率を含む課税のあり方について、実態に即した見直しを行うこと。

(7) 道路運送車両法において、自動車の所有者が自動車税又は軽自動車税の滞納がないことを要する検査・登録に、構造等変更検査・移転登録、抹消登録を追加すること。

3. 地方道路目的財源の充実強化

立ち遅れている地方の道路整備を促進するため、地方道路譲与税及び自動車重量譲与税等の市町村への配分割合を引き上げるなど、地方道路目的財源の充実強化を図ること。

4. 基地交付金・調整交付金の増額確保

基地交付金及び調整交付金については、固定資産税の代替的性格及び基地所在市町村の特殊事情等を踏まえ、固定資産税の評価替えの翌年度に、これまで3年ごとに増額されていることに鑑み、増額措置を講ずること。

5. 政令指定都市等に対する税制上の優遇措置の充実強化

(1) 政令指定都市については、地方分権改革を一層推進するためにも、大都市の

税制のあり方について検討し、事務配分に見合った税制上の特例措置の充実強化を図るとともに、中核市・特例市においても、事務配分の特例等、実態に応じた税制上の特例措置を設けること。

- (2) 県費負担教職員制度の見直しにおける政令指定都市等への教職員給与の移管に当たっては、所要全額を都道府県からの税源移譲により措置すること。

6．環境税の地方税としての導入

環境税を導入する場合は、環境施策における地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地方税として位置付けること。

7．非課税等特別措置の整理縮小

固定資産税等における非課税等特別措置の整理縮小及び国税における租税特別措置の整理合理化を推進すること。

8．政治活動に関する個人献金の税制上の優遇措置の拡大

地方議員及びその後援団体に対して個人が拠出する寄付についての税制上の優遇措置は、現在、租税特別措置法により都道府県及び政令指定都市の議員に限定されていることから、この優遇措置の対象を拡大すること。

9．地方税法・所得税法の改正に伴う周知の徹底

平成19年度からの本格的な税源移譲の実施に伴い、所得税と住民税の合計負担額は変わらないものの、個人住民税の納税義務者の6割以上を占める所得階層においては、課税時期の相違により、平成19年1月から所得税が減税となる一方で、平成19年6月から住民税が増税となるため、住民税のみの負担増となるような誤解を招きかねない。

これに伴い、各地方自治体においては、苦情等トラブルの発生が予想され、ひ

いては、滞納税額・件数の増加により収納率の低下の影響も懸念される。

このような中、各地方自治体においては、機会をとらえて、改正内容の周知に努めているところであるが、国において、住民の理解を得るため、今般の個人住民税・所得税の税制改正の内容を広く周知するための万全の措置を講ずること。

10．公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組みに係る非課税措置

平成20年度に廃止される公営企業金融公庫の後に設立される新組織については、現行の地方共同法人に対する税制上の取り扱いを踏まえ、所要の非課税措置を講ずること。

また、新組織移行時の承継資産についても、同様に所要の非課税措置を講ずること。